

住宅宿泊事業法施行令及び住宅宿泊事業法施行規則等の案に関する  
意見募集の結果について

平成29年10月27日  
国 土 交 通 省  
厚 生 労 働 省

国土交通省・厚生労働省では、平成29年9月21日から平成29年10月11日までの期間、「住宅宿泊事業法施行令（仮称）の案及び住宅宿泊事業法施行規則（仮称）等の案」に関して電子メール・郵送・ファックスを通じて広く国民の皆様から御意見の募集を行いました。

その結果、本件に関して、737者（企業・団体含む）から合計859件（同一の意見は1件とカウント）の御意見を頂きました。

頂いた主な御意見の概要及びそれに対する国土交通省および厚生労働省の考え方を別紙のとおりまとめましたので公表いたします。

なお、ご意見の全体像が把握できるように、代表的な意見を抽出し、整理をしております。また、本件に直接関係がなかったご意見についても、今後の施策の推進にあたって参考にさせていただきます。

今回の意見募集にあたり、貴重な御意見をお寄せいただき、厚く御礼申し上げますとともに、今後とも国土交通行政および厚生労働行政の推進にご協力いただきますよう、よろしくお願い申し上げます。

**【問合わせ先】**

国土交通省観光庁観光産業課 意見募集担当  
電話番号 03-5253-8330